

時代の眼

中国の老親扶養

湯 沢 雍 彦

中国は、老人人口からみても世界一の大國である。1990年センサスによると、総人口11億3,000万のうち60歳以上が1億3,000万人いて11.5%を占めるから、指導者はすでに「高齢社会」に入っていると自覚している。社会保障が未成熟な中国において、この老人存在が巨大な社会問題になることはまちがいない。

20年ほど前までは、老親扶養の強い意識と慣習がこの問題をカバーしてきたが、若者の流動が激しくなった最近は、その慣習が動搖している。都市部の男性老人は74%に年金があり、医療費も80%の人が公費負担ですんでいるが、農村では年金はほとんどなく、男性の4%，女性の0.3%しか医療費公費負担を受けていない(1987年、60歳以上)。だから、農村では半数以上が、都市でもかなりの者が子の扶養を頼りにしている。

新婚姻法第15条は「扶養扶助の義務」を明記しており、具体的には、精神上の尊敬ばかりでなく、経済上の扶養を含み、さらには生活の面倒をみることも含むとされる。生活の面倒とは、具体的には「食事の世話をすることだ」ということも強調されている。

しかし一部の地域では、扶養されないばかりか、老人虐待まで起こっている。山東省の調査では、親孝行しない子どもが10%前後いるという。河北省石家庄地区では、扶養訴訟が86年に2,131件、87年には2,340件起り、全民事訴訟発生件数の10.9%にまで上昇している。天津では、市内でも郊外農村でも扶養をめぐる紛争が急増し、年間1,000件以上の事件が人民法院に係属するようになった。

そのため、86年頃から老人の合法権益を保護する法規が多くなってきた。

具体的な手段としては、親子間で扶養契約（贍養協議）を結ぶことを奨励している。たとえば、北京市では1992年前半期で1,000件、山東省禹城県では91年に5万件も締結されたという。

ではどういう内容のものか、北京市郊外農村の一例を紹介してみよう。

〔1. 住居〕父母の住居は、長男某、次男某のいずれ方と同居する場合でも、一番良い部屋（南向きの部屋続きの内でも東の部屋）とする。毎年10月1日を移転の日とし、その同居期間は1年と

する。家屋の所有権は2人の息子にあり、父母は使用権を持つのみである。

〔2. 食料〕父母各自の食料は、2人の息子が責任を負う。各自につき毎年小麦300斤、米100斤とし、給付日には、小麦は収穫の初秋後に米は収穫の晩秋後に、とする。もし、父母が食事の支度など日常生活を自ら行えなくなった場合には、2人の息子が責任を負う。いずれの息子であれ、その家で食事の面倒を見る。」（以下略。加藤美穂子「中国高齢者扶養問題の現状」より）

これは、かつて日本農村の一部で行われた「家族農業協定＝親子契約」によく似ている。日本では結局拡まらなかったが、中国の扶養契約がどう展開するか、今後の行方を見守りたいものだと思う。

だが他方において、伝統的な親孝行意識も根強く存在している。

この春、私共調停研究者が訪中した時、中国民政局の女性、��さん（40歳）が終始ガイド役として世話をしてくれた。ある食後の雑談で、「自分の長所を1つずつ挙げてみよう」ということになり、我々は、「目が良いこと」「虫歯がないこと」などと言いあって、最後に��さんの番を待った。��さんはしばらく考えていて、「親孝行なこと」とすばり言って我々を驚かせた。「隣家に住む母親の世話を出来る限りしています」と胸をはるのである。

天津市の婚姻登記処を訪問した夜は、その処長を中心になって晩餐会を開いてくれた。ところが正に宴が始まろうとする時、処長は「他に大事な用があるので退席します」と挨拶した。日本ではまず考えられないことなので我々がびっくりしていると、「今晚は妻の父親が80歳の誕生日で、その祝いの宴がある。それをはずすことは孝行に反することになるのでとても出来ない。失礼だがお許しください。」とのことだった。もっとも、それを配慮して同じレストランに2つの宴を用意して、時々顔を出してくれたが、中心はあくまで親の宴の方に置いていた。全体としては、親孝行もさすがに健在な国なのである。

（ゆざわ・やすひこ　お茶の水女子大学教授）